

平成 26 年 8 月 26 日  
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護評価指針第 10(2)に定める  
審査の観点における主な考慮事項

特定個人情報保護評価指針(平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。)第 10(2)に定める審査の観点に基づき、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか(適合性)、特定個人情報保護評価の内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか(妥当性)等を審査するため、指針に定める審査の観点に加え、審査の観点における主な考慮事項を下記のとおりとする。

【凡例】

- ( ) 数字 : 審査の観点(指針第 10(2))
- 数字 : 審査の観点における主な考慮事項
- 数字 : 審査の観点における主な考慮事項(細目)

I. 適合性

- (1) しきい値判断に誤りはないか。
- (2) 適切な実施主体が実施しているか。
  1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。
- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

## II. 妥当性

- (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- (8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。
2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。
  3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。
  4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。
  5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。
  6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。
  7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。
- ② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。
8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。
  9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。
  10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。
  11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。
  12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。
  13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。
  14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
  15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える場合に影響を与える決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
  16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせが必要な理由を具体的に記載しているか。
  17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。
19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

- (10) 特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。
- (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
  31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

- ④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していくなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正

な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ず

べき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、

特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。



特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

## 【審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項】

(添別)

○数字：審査の観点における主な考慮事項  
 ○数字：審査の観点における主な考慮事項（細目）

評価書番号	評価書名	評価実施機関名	特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】	公表日
(1) しきい値判断に誤りはないか。 (2) 適切な実施主体が実施しているか。	<p>1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。</p> <p>(3) 公表しない部分は適切な範囲か。</p> <p>(4) 適切な時期に実施しているか。</p> <p>(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。</p> <p>(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。</p> <p>(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実態に責任を負うことができるか。</p> <p>(8) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態に発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。</p> <p>(9) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> <p>(10) その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> <p>(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>			

[平成26年4月 様式4]

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

②事務の内容

③対象人数

- <選択肢>  
1) 1,000人未満  
2) 10万人以上1万人未満  
3) 1万人以上10万人未満  
4) 10万人以上30万人未満  
5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

④システムの名前

⑤システムの機能

⑥他のシステムとの接続

- [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 所存住民基本台帳システム  
[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  
[ ] その他 ( )

システム2~5

システム6~10

システム11~15

システム16~20

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。

3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。

4. 当該システムと情報を取り取りするシステムを全て記載しているか。

3. 特定個人情報ファイル名
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
①事務実施上の必要性
②実現が期待されるメリット
5. 個人番号の利用 ※
法令上の根拠
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※
①実施の有無
〔 〕
②法令上の根拠
7. 評価実施機関における担当部署
①部署
②所長
8. 他の評価実施機関

3. 特定個人情報ファイル名
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
①事務実施上の必要性
②実現が期待されるメリット
5. 個人番号の利用 ※
法令上の根拠
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※
①実施の有無
〔 〕
②法令上の根拠
7. 評価実施機関における担当部署
①部署
②所長
8. 他の評価実施機関



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報

①ファイルの種類 **※**

- ①書類版
- ②システム用ファイル
- ③他の電子ファイル(表計算ファイル等)

<選択肢>

- 1) 1万人未満
- 2) 1万人以上10万人未満
- 3) 10万人以上100万人未満
- 4) 100万人以上1000万人未満
- 5) 1,000万人以上

②対象となる本人の数

[ ]

<選択肢>

- 1) 10項目未満
- 2) 10項目以上50項目未満
- 3) 50項目以上100項目未満
- 4) 100項目以上

③対象となる本人の範囲 **※**

その必要性

[ ]

<選択肢>

- 1) 4項目未満
- 2) 4項目以上50項目未満
- 3) 50項目以上100項目未満
- 4) 100項目以上

④記録される項目

[ ]

<選択肢>

- 1) 4項目未満
- 2) 4項目以上50項目未満
- 3) 50項目以上100項目未満
- 4) 100項目以上

主な記録項目 **※**

その妥当性

その妥当性

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用・特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有する事が事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

- ①被服関係情報
- ②医療保険関係情報
- ③児童福祉・子育て関係情報
- ④障害者福祉関係情報
- ⑤介護・高齢者福祉関係情報
- ⑥学校・教育関係情報
- ⑦国税関係情報
- ⑧地方税関係情報
- ⑨生活保護・社会福祉関係情報
- ⑩児童扶養手当関係情報
- ⑪介護・高齢者福祉関係情報
- ⑫雇用・労働関係情報
- ⑬年金関係情報
- ⑭災害関係情報
- ⑮その他 ( )

全ての記録項目 別添2を参照。

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

## 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ ]本人又は本人の代理人 [ ]評議実施機関内の他部署 [ ]行政機関・独立行政法人等 [ ]地方公共団体・地方独立行政法人 [ ]民間事業者 [ ]その他	
②入手方法	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]府内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]その他	
③入手の時期・頻度		
④入手に係る妥当性		
⑤本人への明示		
⑥使用目的 <b>※</b>		
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	使用者数	[ ]
⑧使用方法	<b>※</b>	
情報の収集 <b>※</b>		
情報の分析 <b>※</b>		
権利利益に影響を与える決定 <b>※</b>		
⑨使用開始日		

10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。
11. 特定個人情報の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。
12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。
13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他人から入手する際の契合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との情報との契約の方法や契約の理由を具体的に記載しているか。
14. 特定個人情報ファイルを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<選択肢>	
委託の有無 <b>※</b>	[ (     ) 件	1) 委託する	2) 委託しない
<b>委託事項1</b>			
①委託内容	<選択肢>		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ ]	1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の 範囲 <b>※</b>		<選択肢>	
1) 対象となる本人の 範囲 <b>※</b>	[ ]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
その妥当性		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	
③委託先における取扱者数	[ ]	<選択肢>	
		1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[ ] 専用線    [ ] 電子メール    [ ] 紙 [ ] フラッシュメモリ    [ ] 紙	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はどのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	
⑤委託先名の確認方法			
⑥委託先名			
再委託		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	
⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ ]	<選択肢>	
⑧再委託の特徴方法	1) 再委託する 2) 再委託しない		
⑨再委託事項			

委託事項2~5	
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されるにとになるかを具体的に記載しているか。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリ)を除く。 [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑦特期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所	※
②保管期間	期間
③消去方法	
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されるとになるかを具体的に記載しているか。	
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑦特期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所	※
②保管期間	期間
③消去方法	
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されるとなるかを具体的に記載しているか。	
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

※(7. リスク⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的のか。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なのか。		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	(3) 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なのか。		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	24. 評価対象の事を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	25. 仕事を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
その他他の措置の内容	26. 特定個人情報の入手に関して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 謝謝が残されている	2) 十分である	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
リスクに対する措置の内容	29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 謝謝が残されている	2) 十分である	30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		
入手の際の本人確認の措置の内容			
個人番号の真正性確認の措置の内容			
特定個人情報の正確性確保の措置の内容			
その他他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 謝謝が残されている	2) 十分である	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 謝謝が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそれらのリスクに対する措置			

### 3 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容  
業務で使用するその他のシステムにおける措置の内容

その他の措置の内容

- リスクへの対策は十分か
- |   |  |          |
|---|--|----------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 特に力を入れている<br>3) 説明が残されている | 1) 十分である |
|---|--|----------|
- リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に情報が使用されるリスク
- |   |                       |                       |
|---|-----------------------|-----------------------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 行っていない | 1) 行っている<br>2) 行っていない |
|---|-----------------------|-----------------------|

具体的な管理方法

- リスクへの対策は十分か
- |   |                       |                       |
|---|-----------------------|-----------------------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 行っていない | 1) 行っている<br>2) 行っていない |
|---|-----------------------|-----------------------|
- リスク3：従業者が事務外で使用するリスク
- |   |                       |                       |
|---|-----------------------|-----------------------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 行っていない | 1) 行っている<br>2) 行っていない |
|---|-----------------------|-----------------------|

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

- リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
- |   |  |                      |
|---|--|----------------------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 特に力を入れている<br>3) 説明が残されている | 1) 十分である<br>2) 十分である |
|---|--|----------------------|

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

- リスク3：特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対する措置
- |   |  |                      |
|---|--|----------------------|
| [ | 1) <選択肢><br>2) 特に力を入れている<br>3) 説明が残されている | 1) 十分である<br>2) 十分である |
|---|--|----------------------|

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

32. 実名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザーの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正當なユーチャであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		〔 〕委託しない	
特定個人情報ファイルの開 示者・更新者の制限	〔 〕<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない		
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取 扱いの記録	〔 〕<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	〔 〕<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法			
委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	〔 〕<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法			
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	〔 〕<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容			
再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 指標	〔 〕<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない		
具体的な方法			
その他の指標の内容			
リスクへの対策は十分か	〔 〕<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 説明が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそれらのリスク への対策についての記載はあるか。			

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手續等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか、また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
44. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
45. 委託先における特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク	[ ] 提供・移転しない
特定個人情報の提供・移転の記録	<p>】 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<p>【 】 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>【 】 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>【 】 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている</p>
リスク3：誤った情報を探し、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>【 】 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール及びルール遵守の確認方法	
49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクが法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	

<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input checked="" type="checkbox"/> 接続する(入手)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 1] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	

<b>(7) 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</b>	
54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するためには講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するためには講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となるよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
61. 情報提供ネットワークへの対策についての記載はあるか。	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NSC政府機関統一基準群	[<選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政令機関ではない]
②安全管理体制	[<選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない]
③安全管理規程	[<選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない]
④安全管理体制・規程の職員への周知	[<選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない]
⑤物理的対策	[<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない]
具体的な対策の内容	
⑥技術的対策	[<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない]
具体的な対策の内容	
⑦バックアップ	[<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない]
⑧事故発生時手順の策定・周知	[<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない]
⑨過去3年以内に評価基準において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし]
その内容	
再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[<選択肢> 1)保管している 2)保管していない]
具体的な保管方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)該当が既されている]

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
消去手順	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
その他の措置の内容	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続体制・手法になつているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
リスクに対する措置の内容
リスクへの対策は十分か
<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
消去手順
<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
その他の措置の内容
<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
リスクへの対策は十分か
<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 力を入れている 2) 十分である 3) 謙虚が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## IV その他のリスク対策

1. 監査			
①自己点検	[ ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	具体的な方法	
②監査	[ ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	具体的な内容	
2. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	具体的な方法	
3. その他のリスク対策			

(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70.評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。

71.評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。

72.特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	
②請求方法	
特記事項	
③手数料等	[ (手数料額、納付方法: ] ) ] ) )      <選択肢> 1) 有料 2) 無料 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ ] ) )      <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

## VI 評価実施手続

1. 基盤項目評価		
①実施日		
②きつい直判断結果	[<選択肢> 1) 基盤項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 2) 基盤項目評価及び重点項目評価が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基盤項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]	
2. 国民・住民等からの意見の聴取		
①方法		
②実施日・期間		
③期間を短縮する手段の理由		
④主な意見の内容		
⑤評価書への反映		
3. 第三者点検		
①実施日		
②方法		
③結果		
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】		
①提出日		
②特定個人情報保護委員会による審査		

(11) 記載されたりスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

[<選択肢>  
1) 基盤項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)  
2) 基盤項目評価及び重点項目評価が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)  
3) 基盤項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)  
4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。



